

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム表

【時間 9：30～16：35】

(平成12年2月16日付け基発第66号労働基準局長通達)

	科 目	範 囲	時 間
学 科 教 育	振動障害及びその予防に関する知識	(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置	2.0
	関係法令	(1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項 及び関係通達中の関係事項等	0.5
	刈払機に関する知識	(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定	1.0
	刈払機を使用する作業に関する知識	(1) 作業計画の作成等 (2) 刈払機の取扱い (3) 作業の方法	1.0
	刈払機の点検及び整備に関する知識	(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て	0.5
実 技 教 育	刈払機の作業等	(1) 刈払機の取扱い (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法等	1.0

- ・休憩等…「昼食休憩」は、概ね12：05～12：45を予定。
なお、各科目の間には5分程度の休憩を予定。